

会 議 録

会議の名称	令和６年度 第２回和泉市いじめ防止対策委員会
開催日時	令和７年２月１７日（月）１８時００分から２０時００分まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター ４階 中集会室
出席者	・和泉市いじめ防止対策委員会委員 野田委員長、東委員、水流添委員 ・教育委員会事務局 大槻教育長、上田教育指導監、阪下学校教育室長、 仲谷教育指導担当課長、日美主幹
会議の議題	・本市におけるいじめ防止に関する取組みについて
会議の要旨	・和泉市立学校におけるいじめの現状と分析、取組みの説明を事務局から受け、いじめ防止対策等について審議した。
会議録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の確認方法	☒ 会議の議長の確認を得ている ☐ 出席した構成員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	一部非公開 （和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則第１０条第１項第２号） 傍聴者１名

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1. 大槻教育長より開会の挨拶

2. 事務局より説明

- ・和泉市いじめ問題調査委員会設置に係る条例改正について
- ・和泉市いじめ防止基本方針の改定について
- ・いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドラインの作成について

3. 意見交換

(野田委員長)

条例改正やいじめ防止基本方針の改定、公表ガイドラインの作成にあたり、市にある個人情報保護審査会等、会議体によるコンプライアンス等にかかる確認は済んでいるか。

(事務局)

これから和泉市例規等審査委員会において確認いただく予定。

(野田委員長)

建て付けとして、学校が調査した結果に対して、このいじめ防止対策委員会として調査するということはあるか。

(事務局)

いじめ重大事態のいわゆる2号事案（不登校重大事態）に対し、学校による調査を実施する場合は、学校がこれまで対応してきた資料を分析することが中心になる。例えば、学校体制や再発防止に向けては、学校いじめ防止対策委員会が当該の学校の教員に聞き取りを進める際に、中立性に疑義が生じるため、市から、チーフスクールソーシャルワーカーや、チーフスクールカウンセラーなどの第三者的な人的支援をすることを考えている。和泉市いじめ防止対策委員会として関わることはない。

(野田委員長)

ある意味では、チーフスクールソーシャルワーカーやチーフスクールカウンセラーも疑義を持たれるポストであるため、どんなヒアリングをするかが重要。2号事案（不登校重大事態）は基本的に、新設されるいじめ問題調査委員会が調査をするわけではないという理解でよいか。

(事務局)

基本的には学校調査である。教育委員会として、調査主体を学校とすると判断した場合は、和泉市いじめ問題調査委員会を設置することはない。

(野田委員長)

教育委員会調査の際に、いじめ問題調査委員会が動くということか。

(事務局)

その通り。

(野田委員長)

学校による調査報告書の書きぶりや再発防止策に対して、教育委員会として指導助言をする必要があると思うが、その指導助言内容に対して、本委員会がコメントを出すということはあるか。もしくは、調査に関することは、一切本委員会が関わらないということか。

(事務局)

いじめ防止対策委員会は調査に関わらない。

チーフスクールカウンセラーやチーフスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーに学校調査の報告書に対する専門的なご助言をいただく形にしている。

(東委員)

資料にある「そのほか、いじめ事象が発生した際、必要に応じて指導主事や臨床心理士等、外部の専門家を派遣し、・・・」の「臨床心理士等」については、チーフスクールカウンセラーを想定しているのか。

(事務局)

専門家と指導主事、社会福祉士からなる市の学校支援チームの一員であるチーフスクールカウンセラーを想定している。

(東委員)

最近では、スクールカウンセラーの採用時に、国家資格となった公認心理師が先に記載されることが多いため、臨床心理士等という記載を再確認してほしい。また、資料の「相談窓口の広報について、教育委員会のホームページや保護者への配付文書等」と記載があるが、児童生徒にも配付しているので、児童生徒も追記するとよい。

さらに、資料には「重大事態が発生した場合には校長は直ちに教育委員会に報告し」とあるが、国のガイドラインには「疑い」の場合も報告するよう明記されているが、それは記載しなくてもよいのか。また、重大事態を誰が認定するのか知りたい。

加えて、国のガイドラインにおいては、学校が主体となって調査を行う場合は2通り、教育委員会が主体になって調査を行う場合も2通り方法があるとされているが、和泉市の場合はそれぞれ1通りという理解でよいのか。

(事務局)

国のガイドラインに記載されている内容として、教育委員会いわゆる学校の設置者が調査の主体となった場合は、教育委員会方式と第三者委員会方式の2つがあるとされている。教育委員会方式の想定と

しては、先ほどお伝えしたような市のチーフスクールソーシャルワーカーやチーフスクールカウンセラーなどを活用した調査になると考えるが、完全なる第三者性を担保することは難しいため、本市では第三者委員会方式のみという形にしている。

(東委員)

教育委員会方式は、教育委員会の職員が調査結果を再検討するということも考えられると思うが、和泉市ではしないということか。

(事務局)

学校の調査では十分な結果が得られないと判断される場合や、専門的な見地からの詳細な事実関係の確認、また公平性、中立性を確保する必要がある場合など、被害の児童生徒や保護者からの信頼が得られていない状況になっている場合、教育委員会の事務局職員がその調査を担うことそのものが非常に難しくなることが想定されるため、教育委員会の附属機関による調査となった時は、完全なる第三者で対応しようということ。

(東委員)

それが現実的だと思う。

(事務局)

学校調査において、全ての調査委員を第三者で構成するというのは現実的に難しい。この部分の記載については国のガイドラインに照らし合わせて悩んでいる部分もあるのでご助言いただきたい。

(野田委員長)

いじめ重大事態調査に係る国のガイドラインにおいては、ほとんど使わないことを前提に記載されている部分もあると考える。学校調査において、「すべての調査委員を第三者で構成する際、学校や委員会が事務局を担う」というところは、決めすぎのところもある。基本形は示しておくべきだが、条例や要項は縛るようなものにせず、事案に応じて最適な方法を考えられるような表現にしておく方がよい。検討願う。

(水流添委員)

学校調査の「全ての調査員を第三者で構成し」は先ほどおっしゃられていた和泉市いじめ問題調査委員会とまた別か。

(事務局)

この案に記載しているものは別のイメージ。実際には、「全ての調査員を第三者で構成してほしい」という被害の保護者の意向があった場合は、すでに教育委員会の附属機関でやらざるを得なくなる状況であると思う。この書きぶりは、いったん国のガイドラインに沿ったものになっているが、実質はほぼないと考えている。

(野田委員長)

学校調査の際に、明確に外部から第三者性の高い人を例えば委員長に置く、あるいは調査構成員とするなどすることが、実効性が高い場合もある。先ほど出た、同僚の聞き取りは難しいが、その部分だけスクールロイヤーに頼むなどはある。国のガイドラインは、理念に沿った内容。現場としては、もう少し応用動作ができるようにしておいてもよいのではないか。

(事務局)

いじめ防止基本方針に具体的なことを書きすぎること、保護者の思いを受け止めた対応をしにくくなる。ご意見をもとに再検討する。

(野田委員長)

ニュアンスだけは受け止めてもらい、最終的な案は事務局で検討いただきたい。

(東委員)

「調査結果の報告及び提供」について、いじめを受けた児童生徒、保護者に対してのみが明記されているが、実際は加害にも説明が必要だと思う。また、「再調査について」の部分だが、ここではガイドライン以上に詳しく記載されているため、もう少し文言をシンプルしても良い。

(野田委員長)

いじめ重大事態の認定は、学校が判断するものもあれば、教育委員会が判断するものもあるという認識で良いか。

(事務局)

その通り。実際は教育委員会が学校とコミュニケーションを取りながら、総合的に判断している。

(野田委員長)

調査委員会を実施する際には、どの時点で重大事態と認知したかは重要。国の統計を見ても、いじめ重大事態になった事案の3、4割が、そもそもいじめと認知していなかったというデータも出ている。その後報告書にまとめて提言する際に、学校体制としての課題であるのか、教育委員会の窓口機能の課題であるのかも問われる。

「学校の取組みに対する指導等」について、「心理、福祉等に関する専門的知識を有するものを派遣し」とあるが、いじめ防止対策推進法の条文には、派遣ではなく、学校いじめ対策組織に心理、福祉の専門家交えてとの記載となっている。法ができたときはまだSCやSSWが学校の教職員の位置づけになっていなかった。現在は、SCもSSWも外部の専門家という認識ではない。派遣という表現だと雇用関係もない外部の第三者と同じようにとられるため、表現を調整しておいた方が良い。

条例案については、「委員5人以内」、「次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する」「学識、心理、福祉、弁護士、医師、その他、そのうち関係者と人間関係がある者は委員となることができない」ということだが、ここに臨時委員が入る枠はあるのか。

(事務局)

新しい条例では、臨時委員はなくなる。

(野田委員長)

常設で調査委員を置くと、その中で除外規定に触れた人が委員を外されることになる、残りのメンバーですすめるとなると、医者や弁護士、SC も SSW など、重要な人物が調査から外れてしまいかねない。

(事務局)

和泉市いじめ問題調査委員会は常設では置かない。第 18 条の規定に基づき、重大事態ごとに職能団体に依頼をしてご推薦いただく。事案が重なり、平行して調査を行う場合も想定している。

(野田委員長)

府下では、常時複数の調査が並行して行われている自治体もある。

フロー図もこれまでの議論をもとに、加筆、修正を願いたい。また、被害児童、当該児童など、呼び方のスタンダード化が今回の国のガイドラインに示されている。

(事務局)

ガイドラインでは、対象児童生徒が被害者のことで、加害者は関係児童生徒という記載になっている。

(野田委員長)

言葉の統一性も考え、再考いただければ。

公表ガイドラインについては、いじめ防止基本方針と言葉の統一性等、齟齬のないようにすることが必要。しかし実務的に、加害側が善意あるいは無過失の場合、加害側の意図的加害行為を認定していない事例も最近は増えている。その場合をどうするかを考えておいた方がよい。被害側の意向で公表しないこともあるが、加害側の意向は一切参酌されない形か。

(事務局)

公表にあたっては、最後には概要版を公表することとしているため、個人が特定されないような配慮を行う。

(野田委員長)

学校名の記載をどうするか、議論しておく必要がある。学校が特定されて、ある程度前後の経緯が分かれば関係者にはほぼ特定される。

(事務局)

他の市町村がどういう公表のしかたをしているか確認する必要がある。

(野田委員長)

他市町村では、公表の基準が定まっていないために、何日間か頭を悩ませることが多い。要するに一律基準で動かしていない。学校名の公表については、もう一度検討してほしい。

(事務局)

被害側が公表を望み、加害側が公表を拒む場合、どちらの意向を優先するのか。

(野田委員長)

法の建て付け上、被害側の意向を聞くことになる。この制度自体が被害側の意向を重視しているもの。

(事務局)

公表の意義、目的に鑑みると、学校名は公表する必要があるのか。社会的制裁や、懲罰的な意図があるものであれば、当然学校名が出されてもおかしくないが、社会全体でいじめの問題を考えていく契機、市民目線に立った開かれた学校づくりを目標にするのであれば、学校名ではなく、学校としての対応の課題が明らかになることが重要だと感じる。これも再度検討が必要。

(野田委員長)

被害者側の中には、被害児童生徒を守ってくれなかった学校に対しての不満が前面に出るケースというものもある。いずれにしても、ペナルティシステムで動くわけではないが、少なくともガイドラインには明示して、なぜ公表しない、隠しているなどという指摘を受けないようにしておく必要があると思う。

(事務局)

個人情報の公開条例の中で、個人の権利利益を害する恐れがあるものは非公開、非開示となっているが、それは加害者の情報も守るという意味か。

(野田委員長)

もちろん加害者もペナルティシステムではないため、個人情報は守られる。一方で、いじめの調査自体が個人情報を取り扱うため、いわゆるそれ以外の目的で行政が抱えている個人情報保護の考え方とは、少しニュアンスが違うかもしれない。そのあたりがいつも議論となる。個人情報保護審査会が個人情報の開示に厳しい場合は、報告書自体を公表できないところもある。学年と学校と出席日数を見れば、個人が特定できてしまうこともある。一方で、法の趣旨から言えばもっと積極的に出すべきという考え方もある。ただし、やはりペナルティによる公表ではないため、特に公表部分については、問題の解決というよりは同種案件の再発防止のウエイトが高い。そういう意味では抽象度が高くても公表の意義はある。最後に、公表ガイドラインの表記について、市として統一しておくが良い。

4. その他

(非公開)

（事務局）

以上をもって、令和６年度第２回和泉市いじめ防止対策委員会を終了する。

<終了>